

小郡市立地適正化計画策定に係るパブリックコメント(意見募集)結果報告

1 意見募集期間

令和5年8月8日(火)から令和5年8月28日(月)まで

2 実施方法

小郡市立地適正化計画(案)を市ホームページ、市役所都市計画課、総合案内、あすてらす、生涯学習センター、各校区コミュニティセンターで閲覧可能とし、意見提出様式により意見募集を行った。

3 意見提出者数(意見数)

2名(意見数13項目)

4 意見の概要及び意見に対する市の考え方

No.		ページ	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	立地適正化計画	48	第2章 関連する計画の内容把握・整理 基本政策4 未来社会につながる人づくりについて 将来を担う人材の育成方針に、国際的視野を持った人材の育成を方針の中に入れてください。 具体的には、国際交流の場を小中学校の教育の現場に組み入れることや、小中学生を交換留学できる環境を整えることを方針に入れてほしい。	この項目は、あくまで関連計画である「第6次総合振興計画」の基本方針を抜粋して掲載しているものです。 いただいたご意見は、担当部署と共有し、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
2	立地適正化計画	48	第2章 関連する計画の内容把握・整理 基本政策5 持続可能な行政経営体制づくりについて ITリテラシーの向上を進め、行政の効率化を図ってほしい。現在の市の行政プロセスでは、前近代的な手続きが横行し、無駄な作業をしている人間が非常に多い。作業工数の1/3はITで置き換えることが可能。真剣にDX推進をしてほしい。	この項目は、あくまで関連計画である「第6次総合振興計画」の基本方針を抜粋して掲載しているものです。 いただいたご意見は、担当部署と共有し、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
3	立地適正化計画	57	3. 立地適正化の基本方針について 駅中心のまちづくりの考え方から、安心・安全な暮らしができるまちづくりの考え方に視点を変えてほしい。年十年に一度の水害が毎年発生している現在、小郡駅周辺への投資より、ハザードマップで示されている浸水想定区域以外への人の誘導を目指すべきだと思う。また、パークアンドライドを前提に、駅周辺の駐車場の拡充や、駅をハブとしたスモールアンドイージーライドをコンセプトに、住宅エリアから駅までの公共交通ネットワークを住民主導で構築していくよう市から支援してはどうか。また、高齢化対策として、移動販売の拡充や買い物ヘルパー等の仕組みの導入を考えてはどうか。	ご意見のとおり、まちづくりを考えていく上で、安全性は重要な視点だと考えています。しかし、交通の利便性や、既存の市街地の状況等も考慮する必要があると考えており、それらを踏まえ、現在の計画(案)を作成しています。 また、駅周辺や交通体系へのご意見については、本計画の中でも、各鉄道駅周辺の交通結節機能強化を方針として記載していますので、今後の施策検討の参考とさせていただきます。 併せて、移動販売等の仕組みづくりについては、担当部署と共有し、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
4	立地適正化計画	59	1. 拠点と連携軸の設定について 都市拠点として一か所に都市機能を集約するのではなく、ある程度の規模のエリアに、必要最低限のインフラ機能を備えたコンパクトシティを複数設置して、毎日の暮らしは其中で完結できるまちづくりを考えてはどうか。	本計画は、ご意見のように、それぞれの生活圏ごとに生活のための拠点を配置し、それらを公共交通で連携させることで、相互に機能を補完しあうようなまちづくりを目標としています。
5	立地適正化計画	61	1. 都市機能誘導区域について 小郡市の規模感で、「高次で多様な都市機能」をそのように定義しているか不明だが、商業エリアでいえば、小郡イオン等の商業モールにすでにある程度集約済みなので、これ以上、小郡・大板井駅周辺への商業施設の誘致は必要ないと思う。また、大板井周辺は浸水の危険性もあり、今後のまちづくりは、安全・安心のまちづくりに方向性を変えたほうがよいと思う。	小郡・大板井周辺は、市の中心であり、市役所をはじめ公共施設も多く立地していますし、公共交通でのアクセス性も非常に優れています。したがって、今後も安全性との両立を進めながら、市民の皆さんの利便性の向上のため、小郡市の中心拠点としての機能の充実を図っていきます。

No.		ページ	意見の概要	意見に対する市の考え方
6	立地適正化計画	67	国土交通省の都市計画運用指針において、現在の市街化区域全体をそのまま居住誘導区域として設定すべきではないとの指針が示されている。小郡から大板井周辺の地区は人口減少に転じる推計が出ているが、なぜ居住誘導区域に指定したのか。	小郡・大板井周辺は市の中心拠点として、多くの公共施設が立地し、公共交通の利便性も非常に高い地区です。中心拠点としての機能を、今後も維持・充実させていくためにも、周辺へのさらなる居住を誘導することが必要であり、居住誘導区域への設定をしています。
7	立地適正化計画	67	国土交通省の都市計画運用指針において、特定都市河川浸水被害対策法第32条第1項に規定する都市洪水想定区域及び同条第2項に規定する都市浸水想定区域は、居住誘導区域には指定しない旨の記載があるが、これに沿って区域の検討をしているか。	ご指摘の区域は小郡市には存在せず、都市計画運用指針に沿った検討をしています。
8	立地適正化計画	68	2. 居住誘導区域について 市街化区域内にも一部浸水想定区域が含まれていて、すでに人口密度が高く、都市基盤が整備されていることから、全てを居住誘導区域から除外することは困難な状況にあると記載しているが、近年の豪雨災害の激甚化を踏まえると、今のままでよいとは思えない。また、P109、110で記載されている防災リスク回避策も本当に有効な対策なのか疑問に思う。また、それに必要な投資も精査されていないように思う。P112に記載されている災害ハザードエリアからの移転の促進に関しても、どのように実現していくか不明。以上のことから、今後のまちづくりは、絶対浸水しない地域の環境開発に絞って、住宅開発を進めて行き、移転のための補助事業も合わせて実施するべきだと思う。	ご意見のとおり、まちづくりを考えていく上で、安全性は重要な視点だと考えています。しかし、交通の利便性や、現在の居住の状況等も考慮する必要があると考えており、それらを踏まえ、現在の計画(案)を作成しています。また、本計画は、強制的な移転や規制による強い居住の集約より、届出制度等を活用した注意喚起によるゆるやかな居住の誘導を趣旨としています。この考え方を念頭に、いただいた意見を参考にしながら、今後の施策を検討していきます。
9	立地適正化計画	88	(4)都市計画マスタープランとの整合について 生活拠点として、三沢、津古、二森地域があげられているが、洪水対策を考えると不適切だと思う。西鉄沿線だから住宅エリアだという発想から離れるべきだと思う。	都市計画マスタープランに掲げる生活拠点は、すでにそのエリア周辺に居住する方の日常生活を支えることを目的としています。そのため、居住地の付近に設定することが不可欠であり、計画(案)のとおりとしています。
10	立地適正化計画	91	(6)都市機能誘導区域別の誘導施設の設定について 都市機能誘導区域別の誘導施設の表に、第2次都市計画マスタープラン(案)における魅力創出拠点に指定されている区域に関連する甘木鉄道の松崎駅、新駅、今隈駅周辺を含めるべきではないか。できない場合はその理由を示してほしい。	都市機能誘導区域は、根拠法の規定により、市街化調整区域では定めることができません。ご意見にある地区は、市街化調整区域であることから、現行どおりとさせていただきます。
11	立地適正化計画	99	(3)居住誘導区域外における事前届け出について 市長は届出があった場合、その行為が居住誘導区域内における住宅等の立地誘導を図るうえで支障があると認めるときは、届出者に対して住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができるとあるが、小郡市として、支障とはどのようなものを想定しているか。また、その想定に合致した場合、どのような調整を行う予定か。	届出の主な活用方法は、届出者への災害リスク等の情報提供や、店舗等の撤退に伴う跡地活用策の検討等を想定しています。今後、届出制度の運用に伴って、より効果的な活用方法を検討していきます。
12	立地適正化計画	全体	国土交通省の都市計画運用指針において、立地適正化計画には、中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定することが必要とあるが、小郡市として、どのような小郡市にしていくのかの理念がよくわからない。商業、産業、観光、ペットタウン化、農業、歴史色々記載はあるが、何に主軸を置くのか、はっきり目標を定めないと、総花的なプランになり、結果どれもこれも中途半端になるのではないと思う。	第2次都市計画マスタープランのまちづくりの理念や、将来都市像と整合性を図りながら、本計画の目標と、それにに向けた基本方針を設定し、計画(案)を検討してきています。(P55～58参照)
13	立地適正化計画	全体	国土交通省の都市計画運用指針において、「関係施策との連携を図るためには、都市計画部局と関係施策の担当部局等のまちづくりの主要な担い手のほか、誘導施設を整備する民間事業者や関係団体、公共交通に係る交通事業者、住民代表等の様々な関係者が参画する協議会を設置するなど、都市計画部局と医療・福祉・子育て支援・商業等の担当部局等が連携して、共有した都市が抱える課題の解決に取り組んでいくことが重要です」との記載があるが、庁内他部門とのレビュー記録を公開してほしい。市としてどのような観点でレビューしたのかを理解した上で、計画内容を精査すべきと思う。また、庁外のレビュー実施結果や予定も合わせて提示してほしい。	計画(案)の作成にあたっては、ご意見にあるような分野の専門知識を持った方を委員とする外部の策定委員会と、庁内の同様の分野を所管する部署で構成される庁内検討会で検討を進めてきました。それぞれの専門的な観点からの意見をいただきながら計画案の作成を行い、国や県との意見交換を行いながら、最終的な計画(案)を作成しています。今後、パブリックコメントでいただいた意見を計画に反映させ、最終的には小郡市都市計画審議会で審議された後、正式に計画が策定されます。